東京都福祉のまちづくり条例改正のスキーム（案）

資料１－２

現　条　例

- 前　　文
- 第1章　総則
  - 定義（第1条）
    - ・福祉のまちづくり
    - ・高齢者、障害者等
    - ・一般都市施設
    - ・整備基準
  - 都の責務（第2条）
  - 事業者の責務（第3条）
  - 都民の責務（第4条）
  - 福祉のまちづくりの総合的推進（第5条）
- 第2章　福祉のまちづくりに関する基本的施策
  - 計画の策定（第6条）
  - 教育及び学習の振興等（第7条）
  - 情報の提供（第8条）
  - 調査及び研究（第9条）
  - 事業者に対する支援（第10条）
  - 表彰（第11条）
- 第3章　一般都市施設の整備
  - 整備基準への適合努力義務（第12条）
  - 整備基準適合証の交付（第13条）
  - 都の施設の先導的整備等（第14条）
- 第4章　特定施設の整備
  - 届出（第15条）
  - 指導及び助言（第16条）
  - 既存特定施設の状況の把握等（第17条）
  - 報告の徴収（第18条）
  - 勧告（第19条）
  - 公表（第20条）
  - 特定施設に関する調査（第21条）
- 第5章　車両等の整備等
  - 車両等の整備（第22条）
  - 住宅の供給（第23条）
  - 福祉用具等の品質の向上等（第24条）
- 第6章　東京都福祉のまちづくり推進協議会（第25条）
- 第7章　雑則
  - 適用除外（第26条）
  - 国等に関する特例（第27条）
  - 委任（第28条）

新　条　例（案）

- 前　　文
- 第1章　総則
  - 目的（第1条・新）
  - 定義（第2条・現1）
    - ・ユニバーサルデザイン
    - ・ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくり
    - ・高齢者、障害者を含めたすべての人
    - ・都市施設
    - ・整備基準
  - 都の責務（第3条・現2）
  - 事業者の責務（第4条・現3）
  - 都民の責務（第5条・現4）
  - 福祉のまちづくりの総合的な推進（第6条・現5）
- 第2章　施策の推進
  - 第1節　福祉のまちづくりへの理解促進
    - 教育及び学習の振興等（第7条・現7、第2項・現8）
    - 情報の共有（第8条・新）
  - 第2節　都市施設の整備
    - 整備基準への適合努力義務（第9条・現12）
    - 整備基準適合証の交付（第10条・現13）
    - 都の施設の先導的整備等（第11条・現14）
  - 第3節　特定都市施設の整備
    - 整備基準の遵守（第12条・新）
    - 届出（第13条・現15）
    - 指導及び助言（第14条・現16）
    - 既存特定都市施設の状況の把握等（第15条・現17）
    - 報告の徴収（第16条・現18）
    - 勧告（第17条・現19）
    - 公表（第18条・現20）
    - 特定都市施設に関する調査（第19条・現21）
  - 第4節　車両、住宅等
    - 車両等の整備（第20条・現22）
    - 住宅の供給（第21条・現23）
    - 福祉用具等の品質の向上等（第22条・現24）
- 第3章　推進基盤
  - 東京都福祉のまちづくり推進協議会（第23条・現25）
  - 推進計画の策定（第24条・現6）
    - ・施策の意見反映及び評価（新）
  - 調査及び研究（第25条・現9）
  - 事業者に対する支援（第26条・現10）
  - 表彰（第27条・現11）
- 第4章　雑則
  - 適用除外（第28条・現26）
  - 国等に関する特例（第29条・現27）
  - 委任（第30条・現28）